

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改正後	現行
<p>（補償対象保険金の弁済を請求することができる権利の範囲） 第三十六条の四 法第二百四十五条第一号に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>附則</p> <p>（協定銀行に生じた利益の額） 第四条 法附則第一条の二の四第二号に規定する政令で定めるところにより計算した額は、第一号及び第二号に掲げる額の当該事業年度の合計額から第三号に掲げる額の当該事業年度の合計額を控除した残額（次条において「利益額」という。）とする。ただし、法附則第一条の二の六の規定による損失の補てんを受けた額のうち当該損失の補てんのための法附則第一条の二の十三第一項及び第二項並びに第一条の二の十四第一項の規定による政府の補助に係る金額の合計額から、法附則第一条の二の四第一項第二号の規定により既に納付した金額の合計額を控除した額を限度とする。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>（補償対象保険金の弁済を請求することができる権利の範囲） 第三十六条の四 法第二百四十五条に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>附則</p> <p>（協定銀行に生じた利益の額） 第四条 法附則第一条の二の四第一項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した額は、第一号及び第二号に掲げる額の当該事業年度の合計額から第三号に掲げる額の当該事業年度の合計額を控除した残額（次条において「利益額」という。）とする。ただし、法附則第一条の二の六の規定による損失の補てんを受けた額のうち当該損失の補てんのための法附則第一条の二の十三第一項及び第二項の規定による政府の補助に係る金額の合計額から、法附則第一条の二の四第一項第二号の規定により既に納付した金額の合計額を控除した額を限度とする。</p> <p>一～三 （略）</p>

(法附則第一条の二の十三第三項に規定する手続)

第八条の四 生命保険契約者保護機構は、法附則第一条の二の十三第二項に規定する特別会員（次項及び附則第十三条において「特別会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要する費用の合計額が同条第二項に規定する政令で定める額を超える場合は、内閣総理大臣及び財務大臣に対し、同項に規定するおそれがある旨の認定を申請することができる。

2・3 (略)

(政府の補助に係る特例会員)

第八条の五 法附則第一条の二の十四第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に法第二百四十一条第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は合併等の協議その他必要な措置を命じられたものに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十七条第一項（更生手続開始の申立て）の規定による監督庁による更生手続開始の申立てが行われたもの
- 二 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十七条第一項（更生手続開始の申立て）の規定による監督庁による更生手続開始の申立てが行われたもの
- 三 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第八十条（更生手続開始の申立て）又は会社更生法第十七条（更生手続開始

(法附則第一条の二の十三第三項に規定する手続)

第八条の四 生命保険契約者保護機構は、法附則第一条の二の十三第二項に規定する特別会員（次項において「特別会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要する費用の合計額が同条第二項に規定する政令で定める額を超える場合は、内閣総理大臣及び財務大臣に対し、同項に規定するおそれがある旨の認定を申請することができる。

2・3 (略)

(新設)

の申立て)の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの

(生命保険契約者保護機構の借入残高の基準日)

第八条の六 法附則第一条の二十四第一項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 法附則第一条の二十四第一項に規定する特例会員(以下この条、次条第一号及び附則第八条の九第二項第四号において「特例会員」という。)に対して金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百九十条第一項(更生計画認可の要件等)又は会社更生法第九十九条第一項(更生計画認可の要件等)の規定による更生計画の認可の決定があつた場合 当該決定があつた日

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める日

イ 特例会員である破綻保険会社(法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。以下この項において同じ。)に係る法第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等(同項第一号又は第二号に掲げるものに限る。)、同条第八項に規定する保険契約の再承継(同項第一号又は第二号に掲げるものに限る。)、同条第十一項に規定する保険契約の再移転又は法第二百六十七条第一項に規定する保険契約の承継等(以下このイにおいて「保険契約の移転、承継等」という。)

(新設)

が行われた場合 当該保険契約の移転、承継等について、法
第三百二十九条第一項（法第二百七十条の四第九項において準
用する場合を含む。）又は法第六十七條第一項の認可があ
つた日

ロ 特例会員である破綻保険会社に係る法第二百六十條第一項
に規定する保険契約の移転等（同項第三号に掲げるものに限
る。）又は同条第八項に規定する保険契約の再承継（同項第
三号に掲げるものに限る。）が行われた場合 当該保険契約
の移転等又は再承継について、法第二百五十五條の四第五項
の規定により承認されたものとみなされた日又は法第二百七
十一條の十第一項若しくは第二百七十一條の十八第一項の認
可を受けた日のいずれか遅い日

（生命保険契約者保護機構の借入れの額）

第八條の七 法附則第一条の二の十四第一項に規定する当該借入れ
の額として政令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号及び
第三号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

一 生命保険契約者保護機構が特例会員に係る資金援助その他の
業務に要する費用の額

二 前条の政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構
の保険契約者保護資金（法第二百六十五條の三十二第一項に規
定する保険契約者保護資金をいう。）の残高の額

三 前条の政令で定める日において当該生命保険契約者保護機構

（新設）

の会員に負担金を定款で定められた納期限までに納付していない者がいる場合において、当該日において当該会員が納付していない負担金の額及び当該日を法第二百六十五条の三十五第二項の納付の日としたときの当該生命保険契約者保護機構の会員に係る同条第一項の延滞金の額の合計額

(長期的な収支を勘案した額)

第八条の八 法附則第一条の二十四第一項に規定する当該生命保険契約者保護機構の長期的な収支を勘案して政令で定める額は、四千六百億円とする。

(新設)

(特例会員の破綻^{たん}の場合の認定の手続)

第八条の九 生命保険契約者保護機構は、附則第八条の六の政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に附則第八条の七の政令で定める額を加えた額が前条に定める額を超える場合には、内閣総理大臣及び財務大臣に対し、法附則第一条の二十四第一項に規定するおそれがある旨の認定を申請することができる。

(新設)

2 前項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣及び財務大臣に提出してしなければならない。

一 当該生命保険契約者保護機構の名称及び主たる事務所の所在地

二 法附則第一条の二十四第一項に規定する当該生命保険契約

者保護機構の借入残高

三 当該生命保険契約者保護機構に係る附則第八条の七各号に掲げる額及びそれらの額の算出の基礎

四 特例会員に係る資金援助その他の業務の実施状況

3| 内閣総理大臣及び財務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、前項の申請書の内容その他の事情を勘案して、その認定をするものとする。

(利益金の額)

第九条 法附則第一条の二の十五第一項から第三項までに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる額の合計額に相当する金額とする。

一〜五 (略)

(国庫への納付手続)

第十条 生命保険契約者保護機構は、法附則第一条の二の十五第一項から第三項までの規定により利益金を納付するときは、当該利益金を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 生命保険契約者保護機構は、法附則第一条の二の十五第一項の規定により利益金を納付するときは、同項の規定に基づいて計算した国庫に納付する金額の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他内閣府令・財務省令で定め

(利益金の額)

第九条 法附則第一条の二の十四第一項及び第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる額の合計額に相当する金額とする。

一〜五 (略)

(国庫への納付手続)

第十条 生命保険契約者保護機構は、法附則第一条の二の十四第一項又は第二項の規定により利益金を納付するときは、当該利益金を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 生命保険契約者保護機構は、法附則第一条の二の十四第一項の規定により利益金を納付するときは、同項の規定に基づいて計算した国庫に納付する金額の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他内閣府令・財務省令で定める書類を

る書類を添付して、翌事業年度の七月二十一日までに、これを金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

(生命保険契約者保護機構に係る保険会社又は金融機関からの借入金の限度額の特例)

第十三条 生命保険契約者保護機構に係る法第二百六十五条の四十二に規定する政令で定める金額は、当該生命保険契約者保護機構が特別会員に係る資金援助その他の業務に要する費用を賄うために借入れを行う場合に限り、第三十七条の四の規定にかかわらず、九千六百億円とする。

2| 前項の場合において、生命保険契約者保護機構の借入残高が四千六百億円を超えているときは、同項の規定にかかわらず、当該生命保険契約者保護機構は特例会員に係る資金援助その他の業務に要する費用を賄うために新たな借入れを行うことはできない。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十四条の二 第四十六条各号に掲げるもののほか、法第三百十三條第一項に規定する政令で定める権限は、附則第八条の四第三項及び第八条の九第三項の規定による認定とする。

添付して、翌事業年度の七月二十一日までに、これを金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

(生命保険契約者保護機構に係る保険会社又は金融機関からの借入金の限度額の特例)

第十三条 生命保険契約者保護機構に係る法第二百六十五条の四十二に規定する政令で定める金額は、第三十七条の四の規定にかかわらず、当分の間、九千六百億円とする。

(新設)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十四条の二 第四十六条各号に掲げるもののほか、法第三百十三條第一項に規定する政令で定める権限は、附則第八条の四第三項の規定による認定とする。